

各所属所長 殿

公立学校共済組合宮城支部事務局長  
(公印省略)

東日本大震災により被災した組合員等に対する一部負担金等の  
免除措置の延長等に伴う留意事項について (通知)

東日本大震災により被災した組合員等に対する一部負担金等の免除措置の延長等については平成24年2月21日付け公立宮城第228の2号によりお知らせしたところですが、療養費等に関する一部負担金相当額の取扱いについては、下記のとおりとなりましたので、組合員へ周知願います。

### 記

東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成23年法律第40号)の取扱いは平成24年2月29日までとなっており、これらについては延長の対象とはなりません。

なお、延長するもの等の具体例は次のとおりです。

#### 1 延長するもの

- ・療養の給付に係る一部負担金
- ・保険外併用療養費(食事療養・生活療養に係る部分以外)に係る一部負担金相当額
- ・家族療養費(食事療養・生活療養に係る部分以外)に係る一部負担金相当額
- ・家族訪問看護療養費及び訪問看護療養費に係る一部負担金相当額

#### 2 延長しないもの

- ・入院時食事療養費に係る標準負担額
  - ・入院時生活療養費に係る標準負担額
  - ・保険外併用療養費の食事療養及び生活療養に係る部分の標準負担額
  - ・療養費に係る一部負担金相当額(※)
  - ・償還払いされた家族療養費に係る一部負担金相当額(※)
  - ・療養費及び家族療養費の食事療養・生活療養に係る部分の標準負担額
- ※ 療養費及び償還払いされた家族療養費に係る一部負担金相当額とは、具体例を示すと次のとおりです。

- ・柔道整復師、あん摩・マッサージ・指圧師、はり師、きゅう師による施術
- ・組合員証等を医療機関等の窓口で提示できなかった場合の診療等
- ・治療用装具
- ・海外で受けた診療等

なお、これらの場合の費用の額の算定については、一部負担金相当額を控除した額を基準として療養費等を給付します。